

第31回全国健康保険協会業績評価に関する検討会  
(オンライン開催・ペーパーレス)

日 時：令和3年7月30日（金）14:00～16:00

会 場：全国都市会館第2会議室

議 題：1. 令和2年度全国健康保険協会業績評価に関する検討会の進め方について  
2. 全国健康保険協会の令和2年度業務実績に関する評価の基準について  
3. 令和2年度全国健康保険協会事業計画について

○厚生労働省佐々木管理室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第31回「全国健康保険協会業績評価に関する検討会」を開催いたします。

皆様には、御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

事務局を務めます保険課の佐々木です。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日は、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、オンラインによる開催としております。会議中、御発言の際はカメラに向かって挙手いただくようお願いいたします。Zoomには「手を挙げる」の機能がございますけれども、使用しないようお願いいたします。

挙手後、座長の指名を受けてから、マイクのミュートを解除し御発言をお願いいたします。御発言終了後は、再度マイクをミュートにしてくださいようお願いいたします。また、議題等に対して御賛同いただく際は、カメラに向かってうなずいていただくことで、いわゆる「異議なし」の旨を確認させていただきます。御異議がある場合は、カメラに向かって挙手をお願いいたします。

また、本日は、全国健康保険協会におかれましては、座席表にお示しのとおり、安藤理事長以下、オンラインでの参加でございます。ここで一つお願いがございます。全国健康保険協会におかれましては、複数の方が1つの画面を共有する形になりますので、質疑等の際にどなたが発言されているかが不明瞭となることが予想されます。誠に御面倒ではございますが、御発言の都度、御自身のお名前をお伝えいただきますようお願いいたします。

それでは、まず初めに、本検討会に初めて出席いただく方を御紹介いたします。

財務会計の専門家の立場から構成員をお引き受けいただきました、公認会計士尾関会計事務所所長をされております尾関純様です。

○尾関構成員 初めまして。公認会計士の尾関と申します。何分経験不足等から皆様に御迷惑をおかけすることもあるかと思っておりますけれども、精いっぱいやらせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○厚生労働省佐々木管理室長 どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、全国健康保険協会の役職員に異動がありましたので、御紹介いたします。

昨年10月に総務担当理事に就任された木倉様です。

- 木倉理事 木倉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 厚生労働省佐々木管理室長 本年1月に船員保険担当理事に就任された朝川様です。
- 朝川理事 朝川です。よろしくお願いいたします。
- 厚生労働省佐々木管理室長 本年1月に参与に就任された澁谷様です。
- 澁谷参与 澁谷でございます。よろしくお願いいたします。
- 厚生労働省佐々木管理室長 本年1月に就任された業務部長の松下様です。
- 松下業務部長 松下でございます。よろしくお願いいたします。
- 厚生労働省佐々木管理室長 本年1月に就任された保健部長の安田様です。
- 安田保健部長 安田でございます。よろしくお願いいたします。
- 厚生労働省佐々木管理室長 本年4月に総務部次長に就任された藤木様です。
- 藤木総務部次長 藤木でございます。よろしくお願いいたします。
- 厚生労働省佐々木管理室長 本年4月に企画部次長に就任された池井様です。
- 池井企画部次長 池井でございます。よろしくお願いいたします。

次に、本日の出席状況でございますが、構成員の皆様は全員御出席でございます。

全国健康保険協会のほうでは、企画担当理事の中島様は所用により欠席ということになってございます。

また、西村構成員におかれましては、会場からの御参加となっております。

会議の開始に当たり、座長につきましては今年度も西村構成員にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

- 厚生労働省佐々木管理室長 ありがとうございます。

それでは、これより西村座長に進行をお願いいたします。

恐縮ですが、カメラにつきましては、ここままで退室をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

- 西村座長 それでは、これより私が進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

では、まず本日の議事と資料について、事務局より説明をお願いします。

○厚生労働省佐々木管理室長 それでは、本日の議事の内容と資料について御説明いたします。議事次第の資料を御覧ください。まず本日の議事は3点ございます。1点目が「令和2年度全国健康保険協会業績評価に関する検討会の進め方について」、2点目が「全国健康保険協会の令和2年度業務実績に関する評価の基準について」です。以上の2点につきましては、令和2年度の業務評価のスケジュールや評価の基準を決めていただくものになってございます。3点目は令和2年度の協会の事業計画の内容について、協会より御説明いただきます。

次に本日の資料ですが、資料1から7までございます。資料1は業績評価に関する検討会について定めた保険局長伺い定め資料でございます。従前からお示ししているものと変更ございません。裏面は構成員の方々の名簿になります。資料2は、1番目の議事の検

討会の進め方についての資料。資料3-1、3-2が2番目の議事の評価の基準についての資料。資料4から7が3番目の議事の令和2年度の事業計画についての資料になります。

説明は以上になります。

○西村座長 ありがとうございます。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

まず初めに、「令和2年度の業績評価検討会の進め方について」を議題とします。事務局より案の説明をお願いします。

○厚生労働省佐々木管理室長 今後の検討会の進め方につきまして、事務局より案を説明させていただきます。資料2に基づき今後の進め方について説明いたします。本年度の検討会につきましても、昨年度と同様、3回の開催を予定しております。1回目、本日の検討会におきまして評価の基準を決定させていただきます。その後、協会において事業計画の項目ごとに、事業実績と自己評価に係る業績シートをまとめていただき、その内容につきまして、9月17日と24日に予定しております検討会において御説明をいただき、質疑を行っていききたいと思います。

そして、第3回目の検討会終了後、事務局のほうで評価案を作成しまして、構成員の皆様へ提示し、御意見等を聴取した上で、11月には評価を決定したいと考えてございます。

説明は以上になります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○西村座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について御質問、御意見などありましたら、お願ひいたします。

では、特になければ、事務局の案により進めることにしたいと思います。よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○西村座長 ありがとうございます。

では、次の議題に移ります。「令和2年度業務実績に関する評価の基準について」を議題とします。まず、事務局から説明をお願いします。

○厚生労働省佐々木管理室長 評価の基準案について説明させていただきます。資料3-1、3-2の評価の基準案でございます。こちらのほうは、昨年当検討会におきまして構成員の皆様からいただきました御意見を踏まえ、見直しをさせていただいているところでございます。見直しの考え方としましては、現行の独立行政法人の評価基準に準じた取扱いとするということございまして、ポイントとしましては、困難度が高いと考えられる項目については困難度を設定すること。個別評価につきましては、計画を達成した状態、すなわち、対計画値100%以上をBとし、これを標準とするというところでございます。

資料3-1が見直しをした全文でございますが、資料3-2の新旧対照表のほうで御説明をさせていただければと思います。「2. 令和2年度業務実績に関する評価」の部分でございますが、「(1) 個別的な評価」の③におきまして困難度のことを記載してござい

す。「使命、現状・直面する課題及び取り巻く環境の変化との関係から、困難度が高いと合理的に判断できる場合においては、項目ごとに困難度が高い旨及び当該目標において困難度が高いとした理由を付記するものである」としております。

続きまして、その下の判定基準についてでございます。まず、Bのところを見ていただきたいのですが、先ほど申し上げましたように、令和2年度計画を達成していると認められる場合がBということになりまして、その括弧書きにございますように、「対計画値100%以上、又は80%以上100%未満で、かつ目標において困難度が『高』とされている場合」を指しております。

当基準では、Sにつきましても、令和2年度計画を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる場合となりまして、「対計画値120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が『高』とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合」ということになり、Aにつきましても、計画を上回る成果ということで、「対計画値120%以上、又は100%以上で、かつ目標において困難度が『高』とされている場合」となります。

また、Cにつきましても、計画を下回っている場合。Dにつきましても、計画を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める場合となります。

続きまして、2ページの④でございます。定量的な目標を設定している場合は、今、申し上げましたような基準で判断できるかと思いますが、計画値がないもの、定性的な目標となっているものにつきましては、上記の数値的、定量的な評価は当てはめられませんので、④にございます目標の水準との比較という観点からの基準も必要と考えております。

この場合、困難度を高く設定した目標について、目標の水準を大幅に上回っている場合がS、困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている場合がA、目標の水準を満たしている場合がBということでございます。

続きまして、次の⑤留意点についてでございます。1つ目のポツのところですが、今回令和2年度の事業実績の評価に当たり、令和2年度の事業計画策定時点では困難度という考え方はありませんでしたので、評価の時点で目標・計画の達成及び進捗状況の把握の結果、困難度が高いものと認められる場合は、評定を一段引き上げることを考慮するとしてございます。

また、2つ目のポツですが、協会の定量的な計画値におきまして、例えば120%の結果が物理的にあり得ない項目や、どんなに頑張っても数値が伸びないような状況の項目もございますので、これらにつきましては、公平性を欠くまたは不合理と考えられる数値である項目について、④の要領で評価を行うものとしてございます。

以上が見直した内容になりまして、御説明した基準に基づく個別的な評価と、最後の(2)にございますように、全体を評価する総合的な評価により評価していくということになります。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○西村座長 評価の基準案について御説明いただきました。ありがとうございました。

ただいまの説明について御質問、御意見などありましたら、お願いいたします。平川委員、お願いします。

○平川構成員 ありがとうございます。

今回新たに示された評価基準ですが、以前のものより分かりやすくなったのではないかなと思います。独立行政法人の評価基準との均衡ということを含めて検討されたかと思えますけれども、被保険者への説明、分かりやすさということに関して言うと、よりよいものになったのではないかなと思います。実際評価が変わるということは、この評価の実務を担う皆さんは、初年度はいろいろ大変かと思えますけれども、ぜひとも新しい評価の下でいい議論ができればよいかと思いました。

以上、意見として言わせていただきました。ありがとうございます。

○西村座長 御意見ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、評価基準の変更という御提案をいただきましたけれども、ここで特に御質問、御意見などございませんでしたので、評価の基準について、事務局案のとおりとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○西村座長 ありがとうございます。

では、御異議なしとさせていただきまして、事務局案のとおりで評価の基準を進めてまいりますと思います。ありがとうございました。

では、最後の議題となりますが、令和2年度の事業計画について。協会より御説明をお願いいたします。

○安藤理事長 説明に入る前に、理事長の安藤でございます。

本日は、構成員の皆様方には協会けんぽの事業運営に関しまして忌憚のない貴重な御意見を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

限られた時間ではございますが、私から令和2年度の主な取組について簡潔に述べさせていただきます。

協会けんぽは、設立から13年目を迎えました。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大という過去に我々が経験したことのない事態が起こり、適切な対応方法が分からない。そして社会情勢、経済状況の不確実性が日を迫うごとに増大していく中で、協会けんぽの事業運営は、当初計画をしていた事業の変更や縮小を余儀なくされるなど、大きな影響を被りました。こうした状況下におきまして、時には出勤する人員数を削減しつつ、加入者の皆様へのサービスの低下を最小限にとどめるよう鋭意工夫を懲らして業務を遂行してまいりました。この状況は今年度に入ってからも継続中でございます。

さて、協会けんぽでは、保険者機能の発揮に向けて平成20年度から保険者機能強化アクションプランという3か年計画に基づく事業運営を行っております。平成30年度からの第

4期アクションプランでは、1、基盤的保険者機能の確実な実施、2、戦略的保険者機能の一層の発揮、3、組織・運営体制の強化の三本の柱に基づく事業運営を行うことを定めるとともに、3年後の到達目標として可能な限り重要業績評価指標、いわゆるKPIを設定し、達成状況の見える化を図っております。各年度の事業計画におきましても、アクションプランと同じ三本の柱に基づき具体的な重点施策を定めております。

令和2年度は第4期アクションプランの最終年度に当たり、各取組の集大成を図るべく、新型コロナウイルス感染症予防に配慮しつつ、本部と支部が一丸となりその総仕上げとして取組を実施するとの意気込みで進めてまいりました。

具体的な令和2年度の実施結果ですが、第1に、基盤的保険者機能の確実な実施についてです。現金給付等の業務処理の標準化・効率化・簡素化を徹底し、併せて、日々の業務量の多寡や優先度に応じた柔軟な業務処理体制の定着を図り、令和5年1月にリリース予定の刷新システム稼働後の業務のやり方も視野に入れ、現在もこの取組は継続中でございます。これらにより、正確、迅速な給付業務の実現、サービス水準及び生産性の向上などに取り組みました。

第2に、戦略的保険者機能の一層の発揮についてでございます。令和2年度は、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を健康・医療情報を活用して行うこととした第2期データヘルス計画の中間評価の年度であるため、計画の進捗状況等を確認し、後半3年の実施計画の再検討と拡充を図りました。

また、健診や保健指導について、実施率への影響が多い事業所や業態等を選定し、効果的、効率的な受診勧奨を行いました。さらに、外部委託による保健指導の推進を図るとともに、健診から保健指導までを一貫して行う健診当日の初回面談の実施も進めました。

ジェネリック医薬品の使用促進におきましては、令和2年2月から9月までをジェネリック医薬品使用促進緊急対策期間と位置づけ、本部と支部が一丸となって取組を進めました。その結果、新型コロナウイルス感染症拡大により、2020年2月から5月末までの間は、医療機関や薬局への訪問を見合わせ、6月以降に訪問を再開したものの、残念ながら9月末までに80%の目標は達成できませんでしたが同年12月末には80.2%となっております。

昨年度新たに取組を開始した事業の中で、構成員の皆様に御報告したい取組がございます。それは外部有識者を活用した調査研究の実施でございます。詳細な説明は割愛いたしますが、協会が保有する4000万人分のレセプトデータや様々な保健事業のデータを活用し、加入者の健康づくり、疾病予防、重症化予防に資するような研究成果を出し、ひいては今後の医療保険制度の持続可能性を高められるような結果を導き出せればと考えております。この取組につきましては毎年改善を重ねつつ、できるだけ長く継続的な研究を行っていきようにしたいと考えております。

同様に、協会内部におきましても、このような分析・研究が可能な人材の育成を行い、各支部においてもそれぞれの地域における特徴的な受診行動などを分析可能となるようなシステムインフラ整備も行ってまいります。

第3に、保険者機能の発揮のための組織・運営体制の強化についてです。2008年の協会発足当時における加入者数は3470万5000人でした。そして、2020年度の加入者数は4031万2000人と、560万人、16%増加しております。

一方で、その加入者の方たちの医療保険に関わる事務や保健事業を担う職員定員数の推移はと申しますと、2010年1月に船員保険が統合された後、最大で正職員2,145名、契約職員3,473名であったものが、本年4月の段階で正職員2,109名、契約職員3,258名となっております。構成員の皆様方におかれましては、加入者増加による業務量の増加を正職員増ではなく、業務の効率化等で対応しているということをご認識いただければと思います。

このような中、協会では標準人員に基づく各支部の状況を踏まえた適切な人員配置を行うとともに、現行システムの更改や業務改革の推進に向けた取組等を踏まえ、令和5年1月にリリースされる次期システム構想の具体化に向けた取組を実施いたしております。

依然として新型コロナウイルス感染症に対する確固とした道筋は見えませんが、必要な感染拡大防止策を講じながら、今年度におきましても各取組の一層の推進に加え、全国47支部が地域性も踏まえた独自の取組を展開できるよう取り組んでまいります。

この先も協会設立の本来の目的である保険者機能の強化、発揮を一層進めてまいり所存でございますので、構成員の皆様におかれましても引き続き御指導・御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、令和2年度事業計画の詳細につきましては、企画部長から御説明をさせていただきます。

ありがとうございます。

○西村座長 ありがとうございます。

では、続いて、企画部長よりお願いいたします。

○増井企画部長 企画部長の増井でございます。よろしくお願い致します。私からは事業計画について御説明申し上げます。

まず、資料4でございます。資料4は、アクションプラン（第4期）の概要です。令和2年度事業計画は、3年間のアクションプランの最終年度という位置づけでございます。

1枚おめくりいただいて、1ページでございます。「アクションプランの目指すもの」の中の、「基本使命」の部分です。「保険者として健康保険及び船員保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図る」ということを基本使命としております。

その下の「アクションプラン（第4期）の全体像」につきましては、三本柱に基づいて、行わせていただいております。

1つ目の基盤的保険者機能については、レセプトや現金給付の審査・支払いを適正かつ効率的に行うこと、あるいは不正受給対策などによる医療費の適正化を行うということでございます。

(2)の戦略的保険者機能につきましては、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲということですが、Ⅰ、

医療等の質や効率性の向上、Ⅱ、加入者の健康度を高めること、Ⅲ、医療費等の適正化を目指すということでございます。

(3)の組織体制の強化につきましては、人的資源の最適配分や支部業績評価による協会けんぽ全体での取組の底上げということでございます。

4ページがPDCAサイクルの強化についてです。アクションプランに基づき、PDCAサイクルをどのような形で行っているかということでございます。一番上の欄にアクションプランがあって、それに基づいて単年度の事業計画があります。その結果について、一番下のCheckというところですが、毎年度の結果を業績評価検討会、当検討会で御評価いただくという形でPDCAを回しているということでございます。

その次は、令和2年度の事業計画の具体的な内容でございます。資料6の1ページ、2ページ目は事業計画及び予算の目次ということでございますが、まず健康保険事業関係の事業計画でございます。初めに運営の基本方針があって、その次に重点施策を三本柱ということで記載しております。3ページ目の一番最後にKPI一覧表を示しております。4ページ目からは船員保険事業関係の事業計画でございます。これもそのたてつけは健康保険と同じでございますが、基本方針があって、その重点施策として三本柱を書いている。5ページ目にKPI一覧表を記載しております。その次が予算ということでございます。

ここから具体的な内容でございます。6ページ、協会けんぽの事業計画についてはPDCAサイクルを回すという形で、事業計画についてもその一環として実施しているということでございます。

7ページ目が基本方針ということでございます。(1)から(3)までの三本柱に基づいて実施しています。基盤的保険者機能関係について、これを盤石にするということで、現金給付等の業務処理の標準化・効率化・簡素化を徹底し、業務の生産性の向上を目指すということ。また、業務改革検討プロジェクトを推進するということでございます。

2つ目の戦略的保険者機能関係ですが、アクションプラン(第4期)、データヘルス計画に基づく取組を着実に実施していくということでございます。

組織体制については、先ほど申し上げたとおり、人的資源の最適配分等を行うということでございます。

具体的にKPI等をどういうふうに設定しているかということで、重点項目が8ページ目から記載しています。基盤的保険者機能関係で、①サービス水準の向上ということでございます。KPIについては、現金給付の申請受付から支給までの標準期間、10日間のサービススタンダードの達成状況を100%以上とする。現金給付等の申請に係る郵送化率を92%以上にするということでございます。

②は業務改革の推進です。効率的な業務処理体制の定着により、業務の生産性の向上を目指すということでございます。

③の現金給付の適正化の推進でございますが、事業主への立入検査を積極的に行う。あるいは傷病手当金と障害年金等との併給調整について確実に実施するということござい



ます。

9 ページ目、④効果的なレセプト点検の推進でございます。KPIとしては、支払基金と合算したレセプト点検の査定率について、対前年度以上とするということでございます。

⑤が柔道整復施術療養費等の照会業務の強化ということでございます。このKPIですが、申請に占める施術箇所3部位以上、かつ月15日以上施術の申請の割合について、対前年度以下とするということでございます。

その次はあんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化ということで、これについては、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案について、逐次対応状況を確認し適正化を図るということでございます。

10ページ目、⑦の返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進ということでございます。KPIについては、資格喪失後1か月以内の保険証回収率を95%以上とする。返納金債権の回収率を対前年度以上。資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とするということでございます。

⑧の限度額適用認定証の利用促進ということですが、KPIについては、限度額適用認定証の使用割合を85%以上とするということでございます。

11ページ目は、⑨被扶養者資格の再確認の徹底ということでございます。KPIは事業所からの確認書の提出率を92%以上とするということでございます。

⑩のオンライン資格確認の円滑な実施ですが、これについては、USBを配布した医療機関における利用率を50%以上とするということでございます。

⑪の的確な財政運営については、中長期的な視点から、健全な財政運営に努めるということと、情報発信について、加入者や事業主に対してしっかり行っていくということでございます。

次は、12ページの(2)戦略的保険者機能関係です。①ビッグデータを活用した健康・医療データの提供ですが、内容としては、事業所カルテなどの見える化ツールの標準化を図るということでございます。

②のデータヘルス計画の着実な実施ですが、これについては、計画に基づく取組を着実かつ効果的・効率的に実施していくということでございます。

具体的なKPI等ですが、13ページ目、特定保健指導の受診率・事業者健診データ取得率の向上ということでございますが、KPIについては、それぞれここに記載されているような形で掲げているということでございます。2つ目が特定保健指導の実施率の向上ですが、これについてもKPIの数字を定めています。重症化予防対策の推進についても同じような形で定めています。コラボヘルスの推進については、健康宣言事業所数のさらなる拡大を図るということでございます。

③広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進についてです。KPIとしては、理解度調査での加入者理解率の平均について対前年度以上ということと、健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を43%以上とするということでございます。

15ページ目、④ジェネリック医薬品の使用促進についてです。KPIについては、令和2年9月にジェネリックの使用割合を80%以上とするということでございます。

⑤についてはインセンティブ制度を着実に実施していくということですが、

⑥は、パイロット事業について好事例を全国展開していくということでございます。

16ページ目、⑦地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信ということで、意見発信のための体制の確保、医療費データ等の分析、外部への意見発信や情報提供ということでございます。

17ページ目が⑧調査研究の推進でございます。調査研究ということで、一番上にあるのが医療費分析プロジェクトチームによる分析ということで、支部ごとの地域差を中心に医療費等の分析を行うということ。2つ目に、外部有識者を活用した調査研究の実施を検討するという。3つ目に、調査研究の推進に向け、調査研究報告書等を発行するということでございます。

18ページ目からは(3)組織・運営体制関係ということでございます。①が人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置。②が人事評価制度の適正な運用。③がOJTを中心とした人材育成。④が支部業績評価の実施でございます。

19ページ、⑤の費用対効果を踏まえたコスト削減等ということで、KPIは、一般競争入札に占める一者応札割合について、20%以下とするということでございます。

⑥はコンプライアンスの徹底、⑦はリスク管理、⑧は本部機能や内部統制の強化に向けた取組、⑨は次期システムが令和5年1月ということでございますが、それに向けて着実に取組を進めるということ、⑩はペーパーレス化の推進でございます。

21ページ、22ページについては、今、申し上げたKPIが一覧として載っているということでございます。

25ページからは船員保険です。25ページは基本方針でございますが、これについては三本柱ということで、健康保険と同じ形で記載しております。

26ページ以下はその重点施策ということですが、特に健康保険と異なっていることを御説明申し上げます。28ページの⑥制度の利用促進というところで、職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付の申請勧奨ということを記載しております。

⑦の福祉事業の効果的な実施ということも船員保険特有のものでございます。

少し飛んでいただいて、31ページ、32ページについても個別に船員保険のことが記載されておまして、③の加入者に対する支援で、例えばオンライン禁煙プログラムの実施のことがKPIにも記載されております。

④については船舶所有者等に対する支援ということで、船舶所有者単位の健康課題を見える化した情報を提供するということが記載しております。

32ページの⑥情報提供・広報の充実ということでございますが、船員保険制度の制度パンフレット等を配布したり、「船員保険通信」を送付するという形でございます。

33ページ、34ページについては、健康保険と同様ということでございます。

35ページ、36ページにつきまして、KPI一覧ということでございます。

次に、資料7について簡単に触れさせていただきます。資料7につきましては、平成30年度の業績評価の際に御指摘いただいた事項について、関連している部分を右側に記載しているというものでございます。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

○西村座長 ありがとうございます。

資料4から資料7について説明していただきました。

ただいまの説明について、構成員の方から御質問等ございますでしょうか。尾関構成員、お願いいたします。

○尾関構成員 御説明ありがとうございます。

先ほどの評価基準のところでありましたように、本年度から評価基準が若干変わっているようでして、困難度が高いかどうかによりまして評価の方法が少し上がったりすることがあるようですが、困難度が高いというのは、主観的な判断も入ってきますので、一律に同じ物差しで見ることが難しい概念かなと思っておりますので、困難度が高いとされた理由を書くことになっておりますが、ここは私どものほうでよく分かるように具体的に記載いただきたいということが1点お願いでございます。

もう1点ですが、KPIの達成度というところがございまして、前年度と比べて今年は幾ら上げたか、下げたかということが書いてあると思うのですが、先ほどの困難度の達成状況にも絡むのですが、もし可能であれば、この数年間のKPIの推移をおまとめいただいているのであれば、そういったものを拝見させていただきまして、確かにKPIの推移、なかなか達成できない、困難だなという判断も一部資料として見えてきますので、そういったKPIの数年単位の比較表、動き方、そういったデータを拝見できれば、より有効な評価ができるかなと思っておりますので、その辺を御検討いただければ幸いです。

以上です。

○西村座長 ありがとうございます。

今の点について補足説明などございますか。困難度の設定は、評価者のほうから見て分かりやすさということで記述していただけたらと思います。

KPIの推移を示すようなデータということですが、これについて御準備いただくことというのはどうでしょうか。協会けんぽのほう、よろしくをお願いいたします。

○増井企画部長 企画部長の増井でございます。

KPIについてですが、アクションプラン4期から、すなわち3年前からしか設定されておられません、できる範囲でお出しできればと考えております。

○西村座長 尾関構成員、御確認ですが、今のデータですけれども、KPIの推移なのか、KPIに対する達成度の推移ということでしょうか。

○尾関構成員 KPIの設定と達成度、両方あれば理解しやすいと思いますけれども、可能であれば両方お願いできればと思っております。

○西村座長 では、準備できる範囲の中でよろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。古井構成員、お願いします。

○古井構成員 ありがとうございます。

丁寧に御説明いただきまして、非常に中身がよく分かりました。改めて基盤的な保険者機能と戦略的な保険者機能ということで、今、尾関先生からもお話があったのですが、特に戦略的な保険者機能に関しては、評価自体が我々も前からやらせていただいていたいて難しいところがあるなと思っています。そういう中で、これは昨年度の評価を今年やるのには間に合わないのですが、アクションプランが今年から第5期が始められていて、この間、事務局の皆さんと一緒にちょっと勉強させていただいたのですが、これから協会けんぽさんが特に戦略的な保険者機能の質を上げて評価を得ていくためのポイントというのを、今日聞いた範囲でコメントをさせていただければと思います。

2つあるのですが、1つ目は保健事業の設計のところになります。協会けんぽさんは、この2年ぐらいだと思うのですが、特定健診、健診機関と一緒に共創されて、例えば特定保健指導の当日面談をやるとか、外部委託機関との協力・連携が非常に進んでいると思います。実際当日面談をやると、特定保健指導の実施率もその部分は上がっていますし、そういう意味では、外部委託機関との連携体制の構築という、特定健診とか特定保健指導の実施率だけでは測れない進化というのがあるのだと思います。

協会けんぽさんは、特にバーゲニング・パワー、規模が全国で一番大きな保険者さんですので、健診機関とか保健事業を担う委託機関にとっては、協会けんぽが何を目標しているかというのを非常に気にしているのです。そういう意味で、例えば特定健診当日の初回面談ができる健診機関の数とか、それから訪問型の保健指導はもちろん残していいと思うのですが、当日面談で実施をした保健指導の人数とか改善率といったことを少し丁寧に。KPIにするかどうかはありますけれども、指標として捉えていくと、保健指導の実施率はいきなり10%上がらないのですが、そういった健診機関としっかり連携をした特定保健指導の体制、事業を構築したという評価をできます。これは、加入者にとっても非常に便益がありますので、そういうところの機能が充実しているということを見せていただくということも大事なのだと思います。

あとは質の話ですが、協会内の人材の育成というのは、本当に地味なのですが、この5年ぐらいで非常に進まれていると思っています。これはデータ管理等のコンプライアンスもそうですが、例えば先ほどお話があった保健師さんというのは協会内にいらっしゃるわけですが、なるべく特定保健指導の実務は外注をして、むしろ企画とか評価、そういったマネージを協会の中の保健師さんで担わせるというのは非常にいい取組だと思います。この企画・評価というのはなかなか難しいのですが、支部のところで非常にいい事例とか、効果が上がったノウハウを蓄積して数えていく、共有していくとか、そういうことをぜひKPIなり、KPIの前段の中間指標でもいいのですが、入れていかれると、協会けんぽの中の職員の方のモチベーションとか、外のお付き合いしている外注業者さん

も、なるほど、こういうことを協会は力を入れているのだなということが分かり、共創しやすいのかなと思います。

同様に、コラボヘルス、健康宣言事業もすごい勢いで、数だけ見ても素晴らしいのですが、実はこれは数だけでなく、第5期のアクションプランの中にも質の向上というのがうたわれていて、これはぜひ我々にも評価をさせていただきたい。何がよくなったら質が上がったのかというのを、来年度以降だと思うのですが、ぜひ設定をしていただきたいと思います。

お話にも出ましたが、我々も経産省のデータを使って分析をすると、業態、業種。いわゆるどういう業態の会社かによって宣言事業の割合とかハードルが全然違うのです。なので、協会けんぽ支部さんでそういうデータをお持ちなので、例えばここの支部は建設業が今、非常に宣言をやっているよ。将来的には人数規模とか健康課題、メタボなのか、メンタルなのか、お酒なのか。こういう健康課題によっても健康宣言をした後の取組の方法が異なりますので、特定保健指導がいいのか、あるいは禁煙外来のそういう補助がいいのかとか、そういうものをしっかりと見ていく、宣言事業所数だけでなく。協会けんぽさんの支部というのは、我々が見ていても、ここまでやるのかぐらい事業所に寄り添われているので、ぜひその寄り添っている中身を評価ができるようにされるといいなと思います。

2つ目は実証研究のところ、これは我々みたいな学識・研究者にとっても、社会にデータを開いていくというのは非常にありがたい、素晴らしいことだと思います。これは協会けんぽさんの立場でアドバイス、コメントをしますと、我々が実証研究をやるときに、協会けんぽさんが先生たちに、こういうことをやって欲しいという委託的な研究と、それから協会けんぽさんでは気がついていないけれども、第三者的に見ると、こんな分析とかこんな効果を見られるのではないかという、ちょっと自由度の高い分析があるのです。ホームページを拝見すると、どうしても今までの外注の委託契約的な要素が多く大学ではなかなか委託というのを受けにくいので、自由度の高い共同研究的な要件を提示されてもいいのかなと思いました。これは今すぐではないと思いますが、今後参考にしていただければなと思いました。

以上でございます。

○西村座長 いろいろと評価に関する御意見、アドバイスをいただきましてありがとうございました。

今の点について、協会のほうから補足的な御説明などございましたらお願いいたします。

○安藤理事長 安藤です。

先ほど古井先生からのお話、委託研究以外の自由研究ということで、つい今月ですけれども、そういう研究テーマで出してくださいという公募を出しましたので、よろしく願います。

○古井構成員 ありがとうございます。我々はそれもチェックをしまして、契約書の

中身に関して、今後は研究成果の公開可といった要素が入っていくとよろしいなと思いました。○安藤理事長 かしこまりました。

○西村座長 では、そのような契約のほうの御配慮もお願いします。

今、古井先生が御指摘いただいたように、評価のところでも質に関わるような評価指標をもう少し詳しく設定することによって、進めている事業の評価がより見える化して、評価できるようになるというお話がございました。最終的なKPIの評価指標だけでなく、中間的なところでの指標を上手に設定していただくということが、その事業の内容をよく見える化するのに効果的なことだと思います。

コラボヘルスのところでも御指摘いただいたように、健康宣言事業者数という数が出され増加していますけれども、その内容を評価したいというご意見でした。確かに私たちのほうもそう思いますし、いい事例をほかの事業所、皆さんで共有するというのも重要であり、次の年度になるかと思いますが、指標の設定を通じてそのような見える化が図られることも御検討をお願いしたいと思います。

○協会けんぽ 一言よろしいでしょうか。

○西村座長 協会からお願いいたします。

○協会けんぽ 先ほど古井先生から御指摘をいただきました件につきましては、特に令和2年度におきましては、コロナの影響ということになるべく軽減するために、支部もかなり努力をいたしておりますので、その点についてはこちらのほうも御報告をさせていただきたいと考えております。

○西村座長 ありがとうございます。では、それについては御報告をお待ちしています。

ほかにもございますでしょうか。森下構成員、お願いします。

○森下構成員 皆様、久しぶりにお会いしまして、またよろしくお願ひいたします。

こういう時期に協会けんぽの皆様も非常に大変な思いでお仕事をされているかと思えます。心から皆様の努力を今、祈っているところでございます。

今日のテーマになるかどうか分かりませんが、次回以降、いろいろな細かい部分について御意見が出るかと思えます。今日の御説明の中でちょっと気づいた点があります。例えば特定健診のKPI値の目標、ジェネリック医薬品の使用率の向上とか、いろいろと目標を立てられているかと思えますが、例えばジェネリックで言いますと、御存じのように、昨年来ジェネリック製造メーカーのいろんな不祥事とかがございまして、国民自体もその辺については多少の疑義を感じるようになってきているのかなと。ですから、保険者側が一生懸命そういう推進をしても、どこかで歯どめがかかってしまうという気もしないでもないです。ですから、KPI値の設定については、それなりのことも踏まえながら、どこか上限があるのかなということも考えざるを得ないのかなということも考えています。

それから、特定健診などで言いますと、非常に数値が上がりつつあるかとは思いますが、同時に協会けんぽ側でも補助金、どのくらいの率で払われているか分かりませんが、徐々に事業費として予算も増えてくる。全ての面で予算削減が叫ばれている中で、その辺の予

算の手当でも大変かと思いますが、先ほどの古井先生のお話のように、非常に有効な手段だと思いますので、ぜひとも推進をしていただけるよう努力をお願いします。

そんなことも含めて、先ほど尾関構成員から比較のお話が出ましたが、KPI値の比較というお話ですが、私のほうからは、幾つかの保険者が日本の社会保険制度の中であるかと思いますが、そういう保険者間の違いというものは、我々事業主、また、社員である被保険者の方々もあまり内容を御存じでない方も多いと思うので、参考までに協会けんぽがほかの保険者に比べてこのようないろんな努力をしているのだということも広報せしめるような資料を、ホームページも含めていろんな形で出していただけると、我々も協会けんぽに加入し、なおかつ保険料を払いながらこういう形で恩恵を受けているという充足感が出てくるのかなと思いますので、ぜひともその辺も含めて努力をしていただきたいと思います。

今日のテーマは概要のということでございますので、次回以降、また細かいお話が出れば、そのときに気がついたことがあれば意見を述べさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

ありがとうございます。

○西村座長 御意見ありがとうございます。

今いただきました3点ほどの御意見について、特定健診のKPI、ジェネリック医薬品の上限があるのかもしれないというような御指摘、それからKPIの比較データに加えて、加入者に対する協会けんぽの役割、あるいは事業の遂行の状況などについての広報・情報提供についてということでした。これに関しまして御説明などありますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、次回以降の事業の業績評価の中でそれぞれ御説明をお願いしたいと思います。

ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、ほかに御質問等がなければ、本日の議論はここまでとしたいと思います。ありがとうございます。

最後に、事務局から今後のスケジュールの説明をお願いいたします。

○厚生労働省佐々木管理室長 御審議いただきありがとうございます。

今後のスケジュールでございますが、第32回の検討会は9月17日午後2時から、第33回は9月24日10時からの開催を予定しております。どうぞよろしく願いいたします。

○西村座長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして本日の検討会を閉会させていただきます。本日はお忙しい中、ありがとうございます。また次回以降よろしく願いいたします。